



Title	阪大法学 62巻 3・4号 巻頭の辞
Author(s)	竹中, 浩; 谷口, 勢津夫
Citation	阪大法学. 2012, 62(3,4)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/60125
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

巻頭の辞

平成二十四年三月三十一日、山下眞弘先生が大阪大学大学院法学研究科を、吉本健一先生が同高等司法研究科を、それぞれ退職されました。両先生の業績を称えるとともに、おふたりに対する私たちの感謝と惜別の思いを込めて、ここに「阪大法学」特集号を刊行し、両先生に捧げます。

山下眞弘先生は、昭和四十六年三月関西大学法学部を卒業され、同年四月、同大学大学院法学研究科私法学専攻修士課程に入學、昭和五十一年三月に同博士課程を単位取得退學されました。同年五月島根大学文理学部講師に採用され、昭和五十三年六月同大学法文学部講師、昭和五十四年四月同助教、昭和六十二年十月同教授に昇任された後、立命館大学法学部教授を経て、平成十六年四月、大阪大学大学院法学研究科に教授として着任されました。平成十二年九月には関西大学より博士（法学）の学位を授与されています。

山下先生は、教育面では講義方法に工夫を凝らし、学生に講義への関心をもたせるため、現実を生じている裁判例を多く紹介しながら社会の現状を認識させることに努めてこられました。ゼミでも毎回白熱した議論が展開され、多くのゼミ出身者が法曹界に進出しています。研究面では、会社法と手形法を中心に、幅広い業績を挙げられました。企業再編の分野がご専門で、事業譲渡に関するお仕事は、学界でも先駆的研究として位置づけられています。また、わが国では数少ない国際手形法条約の研究者として知られ、経済法、税法、労働法など、隣接法分野と会社法の関連についての研究も進めてこられました。

学内行政においては、法人化後の大阪大学における教職員の職務の独立性・公正性保持のために新たに設置され

た利益相反委員会の初代委員として、委員会の定着に尽力されたことが特筆に値します。学外の活動としては、大阪府労働委員会の公益委員として、平成十八年一月から同二十二年二月まで労働案件の処理に従事されました。その間に大阪府職員の研修会講師を務められたほか、平成七年以降現在まで、日本税理士会連合会の研修講師を務めておられます。また、平成十四年六月から現在まで信託法学会理事を務めておられ、本学で学会を開催されたことでもあります。平成十四年十月から長く日本私法学会理事を務められました。平成二十三年七月二十六日には弁護士登録をし、弁護士として活動しておられます。

吉本健一先生は、昭和四十七年三月大阪大学法学部を卒業され、同年四月同大学大学院法学研究科修士課程に入学されました。昭和四十九年三月の課程修了とともに和歌山大学経済学部助手に採用され、昭和五十二年四月同講師、昭和五十四年四月同助教に昇任された後、昭和六十一年四月に大阪大学法学部助教へ配置換えとなり、平成六年四月には同教授に昇任され、平成十一年四月、大学院重点化に伴い大学院法学研究科教授へと配置換えになりました。平成十六年四月、大学院高等司法研究科設置に伴い、同研究科に配置換えになるとともに初代の研究科長に就任され、二年の間、困難な状況のなかで研究科の発展に尽力されました。平成十九年六月には大阪大学より博士（法学）の学位を授与されています。

この間、先生は、教育と研究、さらに学内行政に顕著な貢献をしてこられました。まず教育面では、会社法および商法全般について、学部および大学院の学生に対し授業等を通じて幅広く指導を行うとともに、その教育経験を踏まえ、すぐれた教科書を数多く出版し、広く全国の学生の勉学に供してこられました。研究面では、会社法を中心に、多大な業績を残しておられます。とりわけ会社法上の新株発行規制に関するお仕事は重要であり、先生はこ

の分野の第一人者であるということが出来ます。さらに、先生は、剰余金配当、自己株式取得、敵対的買収、組織再編、取締役会の権限など、会社法上のあらゆるテーマに関する研究に取り組んでこられました。先生の著書・論文はいずれも頻繁に引用されるこの分野の必読文献であり、わが国の学界や実務に大きな影響を与えています。

学内行政の面では、平成九年八月から二年間大阪大学評議員を、平成十七年四月から二年間大阪大学法務室長を務められたほか、多くの学内委員及び部内委員を歴任されました。学外では、平成六年十月から四年にわたって日本法学会理事、平成七年十月から二年間日本私法学会理事を務められ、さらに平成八年十一月から三年間にわたって、大蔵省公認会計士第二次試験委員（商法）を務められました。平成十二年度・十三年度には大阪商工会議所経済法規委員会副委員長を、平成十四年度以降は同企業法制委員会副委員長をされています。

このように、山下先生ならびに吉本先生は、長年にわたり大阪大学において教育・研究・学内行政、さらには社会貢献に尽力してこられました。ここに、両先生に対し、あらためて深い敬意と感謝を捧げるとともに、これまでも同様私たちに對してご指導を賜りますようお願い申し上げます。巻頭の言葉とします。

平成二十四年十一月

大阪大学大学院法学研究科長

竹中 浩

大阪大学大学院高等司法研究科長

谷口 勢津夫